

東広島市配食サービス事業業務委託  
業者選定に係るプロポーザル実施要領

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

令和3年12月

## 第1章 概要

### 1-1 委託業務の名称

「東広島市配食サービス事業」（以下「本業務」という。）

### 1-2 業務の概要

#### (1) 業務の目的等

65歳以上のひとり暮らし高齢者（高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者）又は身体障害者で食事の調理が困難な者に対し、安全かつ栄養に配慮された食事を定期的に提供し、安否確認を行い、健康の維持及び増進を図りながら、高齢者及び身体障害者が自立した在宅生活を送れるよう支援することを目的とする。

#### (2) 委託業務内容

委託業務の内容等については、「実施仕様書」で定める（別添「基本仕様書」及び契約候補者から提出された提案書を基に協議を行い、実施仕様書を作成する）。

#### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

#### (4) 調達方法

公募型プロポーザル方式

#### (5) 履行場所

東広島市内一円

#### (6) 事業規模（概算額）

1食当たりの上限単価 1,023円（内訳：利用料（弁当代）上限額 514円+その他費用（配送費及び事務費（安否確認等））上限額 509円）※消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により単価の変更を行う。

#### (7) 必須事項

- ・委託契約期間内において、業務を確実に履行すること。
- ・東広島市内全域に食事を配達すること。
- ・利用者が選択した食事（昼食又は夕食（1日1食））を利用者ごとに配達すること。
- ・利用者が選択した回数（週1回から6回まで）を配達すること。
- ・食事の配達過程においては、保冷設備のある運搬車を用いるなど、10℃以下の適切な温度管理を行い配達し、配達時刻、保冷設備への搬入時刻及び保冷設備内温度の記録を行うこと。
- ・食事を提供する際、利用者の安否確認を行うこと。
- ・利用者が支払う利用料（1食当たりの弁当代金相当額）は、事業者において利用者から徴収すること。
- ・次の①から③の日を除く月曜日から土曜日（祝日※を含む）を業務必須日とし、食事を配達すること。

※祝日の定義：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

①日曜日

②1月1日から1月3日まで

③12月29日から12月31日まで

- ・年に数回、業務に関する市からの通知文等を、食事の配達時に利用者へ配達すること。また、利用者からの請求に応じ、利用者が市に提出すべき書類を利用者から受け取り市へ提出すること。

1-3 説明会

本業務の調達に関する説明会は開催しない。

1-4 業者決定までの流れ（予定）

日付	内容
令和3年12月21日（火）	・プロポーザル公募（本市ホームページに掲載） ・参加受付開始（参加希望書受付開始）
令和4年1月11日（火）	・提案書提出依頼（参加希望書受理後、随時依頼します）
令和4年1月11日（火）	・参加受付終了（参加希望書提出期限）
令和4年1月12日（水）	・質問書の提出期限
令和4年1月14日（金）	・質疑に対する回答
令和4年1月19日（水）	・提案書等の提出期限
令和4年1月24日（月）	・第1次審査 ・プレゼンテーション実施依頼
令和4年2月8日（火）	・プレゼンテーション・ヒアリング実施 ・第2次審査
令和4年2月8日（火）	・最終審査・最優秀提案事業者の決定
令和4年2月14日（月）	・審査結果通知
令和4年3月中旬	・契約の締結・契約者の公表

第2章 プロポーザル参加方法

2-1 参加資格要件

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 東広島市配食サービス事業を理解し、本業務の実施が可能な業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国、公社・公団及び東広島市を含む地方公共団体において、指名停止期間中ではない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税（消費税及び地方消費税並びに法人市町村民税、固定資産税及び事業所税等）を滞納していない者であること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可（飲食店営業で本業務委託内容に係るもの。なお、広島県の場合は、飲食店営業三類とし、その他の都道府県についてはその基準に沿うものとする。）を受けていること。

## 2-2 参加希望書の提出

本業務のプロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、参加意思の表明として、参加希望書（様式第1号及びその添付書類）（以下「参加希望書」という。）を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和4年1月11日（火）17:00まで
- (2) 提出場所 東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送。郵送により提出する場合、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類
  - ①参加希望書（様式第1号）・・・・・・1部
  - ②参加資格要件確認書（様式第2号）・・・・1部
  - ③その他①に記載する添付書類・・・・・・各1部
- (5) 参加資格審査結果  
参加希望書の受理後、参加資格が無い事業者については、電話連絡をし、参加資格のある事業者については、提案書等提出依頼書を通知する。
- (6) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出するものとする。なお、提出された書類は返却しない。

## 2-3 質疑事項について

本業務に関する質問は、次の要領で提出すること。要領に反したものの回答はできかねるので注意すること。

- (1) 受付期限 令和4年1月12日（水）17:00まで
- (2) 提出方法 電子メールにより受付。  
タイトルを「東広島市配食サービス事業業務委託に関する質疑」とすること。  
また、メール送信後に東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課まで受信確認の電話をすること。（宛先：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp）
- (3) 提出様式 質問書（様式第7号）
- (4) 質問書記載の注意点
  - ①質疑事項は簡条書きで、任意の番号を記載すること。
  - ②企業名、担当者氏名、連絡先（電話、E-mail アドレス）等を必ず記載すること。
  - ③宛名等は、様式に記載のあるとおりとすること。

## 2-4 質疑に対する回答について

本業務に関し、2-3の要領であった質疑については、次のとおり回答する。

- (1) 回答日 令和4年1月14日（金）
- (2) 回答方法 質問書の提出期限内にあった質疑について、すべての参加希望者に対し、一括して電子メールにより回答する。
- (3) 回答先 参加希望書に記載のあるE-mailアドレスに送信する。  
回答文はPDFファイルによりメールに添付する。

## 2-5 提案書等の提出

本業務の参加希望書を提出した参加希望者は、次の要領で提案書及び関係書類（以下「提案書

等」という。)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年1月19日(水)17:00まで
- (2) 提出場所 東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送。郵送により提出する場合、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出書類

①審査に係る提案書類提出書(様式第3号)

②申出書(様式第4号)

③提案書(様式第8号-①~⑬)

※提案書の作成にあたっては、別紙「提案書作成要領」に従うものとする。

④見積書(様式第5号)

※見積書の作成にあたっては、別紙「東広島市配食サービス事業業務委託基本仕様書」中「11利用者数」を参考にすること。

⑤個人情報保護規定(任意様式)

- (5) 提出部数

正本1部、(上記③提案書のみ) 副本8部

提案書の副本からは、会社名(従事予定者名は除く。)が特定できないよう作成すること。

なお、会社名が特定される記述がある場合は、事務局で当該部分を非表示(黒塗り)とする。

※提案書第8号①~⑬は、正本と同じ内容のデータ(Word形式)を提出期限内にメールで地域包括ケア推進課へ送付すること。(送付先:hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp)

- (6) 留意事項

提案書は所定の様式(様式第8号-①~⑬)を使用し、日本工業規格A4判(必要に応じてA3判三つ折り使用可)し、横書き、左片綴じとすること。

## 2-6 プレゼンテーション実施依頼

参加希望者で2-5により提案書等の提出を行った者(以下「提案事業者」という。)に「プレゼンテーション実施依頼書」を送付する。

- (1) 送付日 令和4年1月24日(月)
- (2) 送付方法 参加希望書に記載のあるE-mailアドレスに送信する。  
依頼文はPDFファイルによりメールに添付する。

## 2-7 プレゼンテーション・ヒアリング実施

プレゼンテーションを次の要領で開催する。

- (1) 開催日 令和4年2月8日(火)
- (2) 開始時間 「プレゼンテーション実施依頼書」に記載。
- (3) 開催場所 「プレゼンテーション実施依頼書」に記載。
- (4) 説明資料について

原則、提出した提案書をもとに説明を行うこと。ただし、提案書の内容の範囲内で追加の資料をスクリーンに投影することはできるものとし、提案事業者はスクリーンに投影する資料の内容を紙面で9部(正本1部、副本8部(コピー可))用意し、当日配布することとする。  
また、スクリーンに投影する資料からは、会社名(従事予定者名は除く。)が特定できないよう作成すること。

- (5) 実食審査について

実食に使用する食事及び容器は、本事業で実際に配達するものと同等の内容で、1食分作成すること。なお、実食で使用する食器・取り皿は市で用意する。

(6) プレゼンテーション時間

プレゼンテーションは60分以内（準備5分、説明20分、実食審査10分、質問20分、片付け5分）とする。

(7) その他

- ①スクリーン、プロジェクター（HDMI端子又はミニD-Sub 15pin対応）及び電源は事務局が準備する。その他パソコン及びプロジェクターに接続するケーブル等プレゼンテーションに必要な機材等は提案事業者で準備すること。ただし、当日の接続に不具合等があった場合に限り、提案事業者の準備したUSBを事務局のパソコンに接続することができるものとする。
- ②人数は、説明者を含め6名までとする。

### 第3章 審査

#### 3-1 審査者

本市の職員で構成する「東広島市配食サービス事業者選定審査委員会」（以下「選定審査委員会」という。）が審査・選定を行う。

#### 3-2 第1次審査

- (1) 提出書類の審査を行う。なお、必要な書類が提出されていないときは失格とする。
- (2) 提出された提案書等に基づき評価を行う。評価方式については加算方式とする。加算方式とは、提案書の各評価を点数化し合計した「提案書評価点」により算定する。
- (3) 提案書評価点は、提案書作成要領に示す項目について、提案書の内容等を審査し評価する。配点は、後に実施するプレゼンテーションの評価点との合計で150点とする（提案書評価点100点、プレゼンテーション評価点50点）。

(4) 無効となる提案書

提案書が次の条件の一つに該当する場合は無効となる。また、事業者選定後であっても同様とする。

- ①1食当たりの単価（利用料（弁当代）+その他費用（配送費及び事務費（安否確認等））が1,023円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えているもの。
- ②1食当たりの利用料（弁当代）が514円（消費税及び地方消費税8%を含む。）を超えているもの。
- ③1食当たりのその他費用（配送費及び事務費（安否確認等））が509円（消費税及び地方消費税10%を含む。）を超えているもの。
- ④1-2業務の概要の(7)必須事項の要件を満たしていないもの。
- ⑤提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦提案内容に重大な誤りがあるもの。

(5) 審査項目（計100点）

部門	審査内容	参考資料	得点
会社概要・実績 (10点)	① 経営基盤の安定性	決算報告書	7
	② 自治体（本市を含む）での受託状況	提案書 1(7)	3

調理部門 (40点)	① 調理施設	提案書 4 (1)	3
	② 主食の種類	提案書 4 (3)①	8
	③ 副食（おかず）等の種類	提案書 4 (3)②	9
	④ 普通食の1食あたりの平均カロリー及びたんぱく質量	提案書 4 (3)③	3
	⑤ 特別食の種類	提案書 4 (3)④	6
	⑥ 特別食の調理方法	提案書 4 (3)⑤	6
	⑦ 不慮の事態に備えた食事の代替体制	提案書 4 (4)	5
配達部門 (35点)	① 事前訪問	提案書 6	4
	② 配達時間	提案書 7 (1)	5
	③ 配送車配備予定台数	提案書 7 (2)	4
	④ 配達時の温度管理（10℃以下）	提案書 7 (3)	6
	⑤ 容器の形態等	提案書 7 (4)	3
	⑥ 保冷箱の貸与	提案書 7 (4)	2
	⑦ 利用料徴収方法	提案書 7 (5)	3
	⑧ 事故や災害が起きた場合の代替体制	提案書 7 (6)	3
	⑨ 安否確認方法	提案書 8	3
	⑩ 配食可能日	提案書 1 4	2
その他 (15点)	① 受託希望価格	見積書	3
	② 苦情処理方法	提案書 1 0	2
	③ 損害保険	提案書 1 1	2
	④ マニュアルの作成（予定）	提案書 1 2	5
	⑤ 2食目の対応について	提案書 1 3	3
合 計			1 0 0

### 3-3 第2次審査

- (1) 提案事業者からのプレゼンテーションにより、提案内容を総合的に判断する。
- (2) プレゼンテーションは提案書等（提案書作成要領に示す項目）の内容を補完することを目的とする。プレゼンテーション評価点の配点は、提案書評価点との合計で150点とする（提案書評価点100点、プレゼンテーション評価点50点）。
- (3) 審査項目（計50点）

評価項目	審査内容	参考資料	得点
業務運営について	①企業理念・運営方針等が信頼できるものであるか。 ②食の安全性への取り組みについて、十分に配慮されているか。（国産、安全な食材を使用している等）	提案書 2	5
配食弁当について	①利用者が飽きることが無いよう、工夫をこらした日替わりメニューになっているか。 ②高齢者に配慮し、主食、主菜、副菜を組み合わせながら、食品摂取の多様性や栄養バランスの確保された内容となっているか。 ③高齢者の咀嚼機能等の低下に配慮した調理方法の工夫	提案書 5 提案書 7 (4)	1 0

	がされているか。 ④高齢者に扱いやすい容器形態となっているか。 ⑤利用者の要望に、出来るかぎり応えることができるか。		
衛生管理について	①施設、設備、取り扱う食品等の適切な清掃、洗浄、消毒等の方法を定め、日常点検を含む衛生管理を計画的に実施しているか。 ②職員への定期的な研修、健康診断、腸内細菌検査の実施等、異物混入や食中毒の発生等を防ぐための職員の衛生管理体制ができていないか。	提案書 9	10
安否確認について	利用者への弁当手渡しを原則とし、安否確認ができない場合、利用者や緊急連絡先等へ随時連絡を行い、利用者の安否が確認できるまで対応する体制ができていないか。	提案書 8	10
災害時体制及び対応について	①事故や災害時でも対応できるバックアップ体制を確立しているか。 ②今までに起きた事故や災害時の際に、適切な対応が取られているか。	提案書 4 (4) 提案書 7 (6)	10
その他	業務を受託するにあたり、配食サービスの発展性及び配食サービスに付随して行うことが出来るサービス内容について、本市に対する独自提案がある場合、その内容が本市にとって有効であるか。	提案書 15	5
合 計			50

#### 第4章 最終審査及び契約

##### 4-1 最終審査

選定審査委員会において、3-2 第1次審査及び3-3 第2次審査で提案事業者が獲得した評価点の合計点が150点満点中90点以上となった者のうち最も高い者を「最優秀提案事業者」とする。

最も高い評価点獲得者が2者以上ある場合、第2次審査で獲得した評価点の高い者を最優秀提案事業者とする。

最終審査日 令和4年2月8日（火）

##### 4-2 結果の公表

- (1) 最終審査結果公表 令和4年2月14日（月）
- (2) 結果通知方法 文書により通知する。なお、審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

##### 4-3 契約形態

- (1) 審査の結果、選定された契約候補者と本業務の委託契約手続きに向けて協議を行う（選定の結果をもって契約を確定するものではない）。
- (2) 契約の締結は、提出された提案書等を基に契約候補者と協議を行い、両者協議が整った場合、東広島市は本業務に係る契約を締結する（東広島市が用意する契約書で契約）。この協議において、提案書の内容の変更があり得ることをあらかじめ了承すること。
- (3) 契約候補者と協議が整わない場合、評価点合計が次点のプロポーザル参加希望者と協議の



うえ、契約を締結する場合がある。

- (4) 契約保証金は、契約額の 10/100 以上とする。ただし、東広島市契約規則（平成 20 年東広島市規則第 14 号）第 34 条各号に掲げる条件を満たす場合には、契約保証金は免除する。

## 第 5 章 その他の事項

### 5-1 公平なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加希望者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加希望者と参加資格及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加希望者は、業務予定者の選定前に他のプロポーザル参加希望者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加希望者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときには、当該プロポーザル参加希望者をプロポーザルに参加させないことがある。

### 5-2 提案にあたっての注意事項

- (1) 提案に際して、市の情報システム等に関して知ることとなった情報は、第三者に洩らすことを禁ずる。また、市から資料提供を受けた場合は、選定終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じたうえで破棄すること。
- (2) 本提案に要する費用は、提案事業者が負担することとする。
- (3) 本提案に関する提出資料は返却しない。
- (4) 提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認める。なお、提案書等の部分的な差替えは認めない（書類を一式差替えのこと）。
- (5) 本提案は、選定以外の目的には使用しない。ただし、情報公開請求があったとき、その他市が必要と認めるときは、市はこれを無償で使用できるものとする。
- (6) 本提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではない。契約内容（範囲）については、別途協議を行う。
- (7) 本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じない。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (9) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (10) 提案書の取り下げ

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式第 6 号）を提出するものとする。なお、参加辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

### 5-3 問い合わせ先

担当：東広島市 健康福祉部 地域包括ケア推進課 包括ケア推進係 田原

住所：〒739-8601

広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号（東広島市役所本館 2 階）

電話：082-420-0984

FAX: 082-426-3117

E-mail: hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

電話による問い合わせ等は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後5時までの間とすること。